**平成２８年度 第４回大阪府障がい者自立支援協議会**

**地域支援推進部会**

**基盤整備促進ワーキンググループ**

日　時：平成２８年１２月２７日（火）

午後2時～

場　所： 大阪赤十字会館　４階４０２会議室

○事務局　ただ今から「平成２８年度　第４回大阪府障がい者自立支援協議会地域支援推進部会基盤整備促進ワーキンググループ」を開会いたします。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。私は司会進行を務めます、沖中でございます。

　まず、配布資料を確認いたします。

資料１「障害者施設等火災対策報告書の概要」

　資料２「スプリンクラー設備の設置を要しない基準」

　資料３「施設入所者等の意向調査の実施について」

　資料４「平成１９、２３年調査概要及び平成２９年調査スケジュール」

　資料５「施設入所者等の意向調査票（案）」

　参考資料１「グループホーム等における消防設備の設置義務」

　参考資料２「スプリンクラー設備の設置基準の見直し」

　参考資料３－１「消防法施行令改正に伴う障がい者グループホームに係るスプリンクラー対応経過」

　参考資料３－２「障がい者グループホームに関する消防法施行令の取扱いについて（要望）」

　参考資料４「平成１９年調査票」

　参考資料５「平成２３年調査票」

　参考資料６「委員名簿」

資料は以上になりますが、不足等ございませんでしょうか。

　本日は、議題１に関しましてオブザーバーに出席をいただいておりますので、五十音順にご紹介させていただきます。

　障害者（児）を守る全大阪連絡協議会井上様でございます。

　社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会竹内様でございます。

　障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 古田様でございます。

　次に、会議の成立についてご報告をいたします。基盤整備促進ワーキンググループ運営要綱第５条第２項に、「ワーキンググループは、ワーキンググループ委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」と規定しております。本日は委員７名全員の出席がございますので、会議は有効に成立していることを委員会にご報告いたします。

　なお、同要綱第８条の規定により、本ワーキンググループは原則公開となっております。個人のプライバシーに関する内容についてご議論いただきます場合には、一部非公開ということで傍聴の方にご退席いただくことになりますので、プライバシーに関するご意見をされる場合はお申し出いただきますようお願いいたします。また、議事録等作成のため録音をさせていただきますので、あらかじめご了承願います。

　それでは、これからの議事進行につきましては、谷口ワーキンググループ長にお願いいたします。

○ＷＧ長　はい。それでは、年末の大変お忙しい中お集まりいただきまして、また、オブザーバーの皆さま方にはご多用の中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

　それでは、次第に従いまして進めてまいりたいと思いますが、本日は大きくは２つ。「グループホームの消防法令に関するガイドラインについて」ということと、「施設入所者等の意向調査について」になってございます。

　まず、１点目の「障がい者グループホームの消防法令に関するガイドラインについて」。こちらを議論してまいりたいと思いますが、議題１になります。まず、事務局からこちらのご説明をお願いいただけますでしょうか。

○事務局　それでは、議題に入ります前に、本ワーキンググループでこのスプリンクラー問題をご議論いただくことになった経過について、ご説明をさせていただきます。

　お手元の参考資料３－１、４枚物をご覧ください。「消防法施行令」の改正が平成２５年１２月にございました。それ以降の現在までの経過について、簡単にまとめたものでございます。

まず、「消防法施行令」改正を受けまして、平成２６年６月下旬から７月にかけまして、大阪市とともに府内すべてのグループホームを対象とした実態調査を実施いたしました。詳細内容の右側にまいりまして、回答率は約８割、１,２４５戸ですから、逆算しますと当時で１,５００戸あまり、大阪府内にはグループホームが存在したことになります。

府内のグループホームの特徴としまして、６点ばかり挙げさせていただいております。戸数、住戸数が約１,５００戸。都道府県別で見ますと、北海道、東京に次いで３番目に多いということでございます。

２点目。共同住宅の利用割合が非常に高い。大阪は７０％、全国平均は３１％になっております。その中でも特に公営住宅ですね。府営住宅・市営住宅。その割合が非常に高く、府営住宅だけで現在５６０戸以上をもって活用いただいているということでございます。この数ですが、全国の公営住宅、これは国土交通省が発表しているのですが、「８割強」と書いてあるのですが、数字が、時点によっては「６割強」という数字になっております。全国のグループホーム数はなかなか動きますので、国土交通省が出している公営住宅の割合も少し動くのですが、だいたい、６割から８割、半分以上が大阪府内にあるということでございます。

４点目。規模の問題でございます。他府県に比べまして小規模ホームが圧倒的に多いと。４人以下が８１％。これは全国平均ですね、大阪を除く他府県では４割弱という状況でございます。

入居者の障がい程度区分でございます。府内の平均では３．６６、全国平均が２．４１でございます。区分４以上の方に着目しますと、５１％と半数越えなので、これは全国平均の倍以上でございます。何を表しているかというと、重度の障がいがあっても地域で暮らしていただくようにグループホームが存在するということでございます。

５点目。賃貸率。これは、どこともそうなのですが、全国が７割に対して大阪は８７％と。ここで一番大きな問題があるのですが、スプリンクラーの設置になってくると、やはり家主の了解が非常に困難なのではと考えております。

６点目でございます。あとでご説明しますが、消防法上のグループホーム、スプリンクラーの設置が必要になるのが、「（６）項ロ」という、住居者が支援区分４以上の方が８割を超えるグループホームが対象となるのですが、その割合によりますと、大阪府下は３５％。これは、全国平均が１１％ですから、３倍強の率になっているということでございます。そのあと、平成２７年４月に改正消防法施行令が施行されました。

それを受けまして平成２７年１２月１６日、これは「総務省消防庁に要望」と書いてありますが、１ページめくっていただいて、参考資料３－２。表面が図表３と書いているのですが、裏面を見ていただくと、大阪府をはじめ、大阪市から全市町村、全市町村の障がい福祉主管課とともに総務省消防庁に要望書を提出してまいりました。またあとにでも内容を見ていただくとあれなのですが、「一定の安全性が確保できている場合は、大阪府内のグループホームの現状にかんがみてスプリンクラーの設置年度について緩和をお願いします」という内容の要望をいたしました。

　資料３－１に戻っていただきまして、その後、今年度平成２８年度に入りましてから、いよいよ、経過措置期間が平成３０年３月末までなのですが、それを控えてということで、各市町村の動きを加速いただくために、市町村の担当課長宛に依頼をするであるとか、府内の自治体消防会議。そのようなものに出席しまして、大阪府のグループホームの現状を訴えて、何とか免除の範囲を拡大してほしいというお願いをしてまいりました。

　市町村等でも若干動きがあるのですが、よくよく考えますと、グループホームの事業者というのは市町村をまたがって運営しておられる業者がありますので、自治体消防がそれぞれまちまちの対応をすると、事業者は非常に戸惑うということもありますので、ここは大阪府として一定のガイドラインを作ろうと。

そのガイドラインを、今までは設置免除の拡大を申し上げていたのですが、なかなかそれでは自治体消防も前に進まないということで、少し言い方を変えまして、設置の免除の拡大ではなく、「スプリンクラーの設置に変えて、火災が発生した場合の安全性を確保できる何か担保するものがあれば、それはスプリンクラーの設置を必要としない」というように判断をしてもらえるようなガイドライン、それを大阪府として作りましょうということで考えております。

　つい先日の大阪府議会一般質問でも質問が出まして、うちの担当部長ですね。福祉部長が、平成３０年３月末の経過措置期間の満了に向けて、何とか今年度中に大阪府としてガイドラインを作って自治体消防に働きかけをしてまいるというように答弁したところでございます。

　最後に今回のこのワーキングなのですが、オブザーバーとして団体の方にも参加いただいているのですが、併せて府内自治体消防も入ってほしいと。そうでなければ、福祉担当部局だけで作ったものでは、なかなか消防のほうも言うことを聞いてくれない、ご理解を賜ることができないということがございますので、そこを今後、２回目とかワーキングを開催する予定なのですが、そこに向けて自治体消防の参画も求めてまいりたいと考えております。

併せて、大阪府の消防担当課、これは消防保安課というところがまとめてこれをやっているのですが、そこにもきちんと事務局に入ってほしいということで、福祉部局だけでは決して作らないという方針でいっております。

この方針については、消防庁の予防課からも重々言われておりまして、「福祉サイドだけで作らないでね。きちんと自治体消防も参加した形で作ってもらわないと、間違いなく自治体消防は賛同してくれませんよ」と釘を刺されておりますので、そこは引き続き努力してまいりたいと思います。少し長くなりましたが、どのような経過でこのガイドラインを作るようになったのかという経緯でございます。

○事務局　引き続きまして、私から今日ご審議をいただくに当たりまして、障がい者グループホームにおけるスプリンクラーに関するいろいろなこれまでの経過、いわゆる現状と課題等についてご説明をさせていただきます。委員およびオブザーバーの皆さまにおかれましては、すでにご存じの内容が多く含まれているかとは思いますが、あらかじめご了承をお願いいたします。

　まず、資料１をご覧ください。初めに、この消防法令等の改正のもととなった障がい者施設等火災対策報告書の概要についてご説明いたします。平成２５年２月の長崎市認知症高齢者グループホーム火災を受けた、認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会の検討結果を踏まえまして、総務省の消防庁が所管する予防行政のあり方に関する検討部会のもとに障害者施設等火災対策検討部会が設置されました。

当部会では、障がい者施設・障がい児施設・児童福祉施設・生活保護施設、これらをまとめて障がい者施設と呼称しておりますが、このうち消防法施行令、別表第１の（６）項ロに該当するものの、火災被害拡大防止対策および火災予防行政の執行性向上等の検討を行うことも列記しまして、平成２５年７月３０日から平成２６年２月６日まで計４回の会議が開催され、平成２６年３月に報告書が取りまとめられました。

報告書では、障がい者施設等において自力避難困難な者が入所していることを鑑み、長崎市認知症高齢者グループホーム火災のような火災被害を教訓として、防火管理や近隣応援体制などのソフト面と、建築構造や感知・警報・消火設備などのハード面で、総合的に第６条が火災対策にかかる基本的な考え方として示されております。

このソフト面、ハード面ある中の、ハード面での対策の一つとしてスプリンクラー設備の設置基準の見直しが行われまして、この内容につきましては、主として入居する者が避難に際して介助が必要な者であり、かつ避難への支障が少ない構造となっていない建物については、人命安全の観点から、面積にかかわらずスプリンクラー設備による延焼拡大抑制措置が必要とされたところでございます。

　この検討部会での議論を経まして、平成２５年１２月に消防法施行規則等が改正されまして、スプリンクラー設備および自動火災報知設備の設置に関する基準の見直しがなされ、障がい者グループホームなどの障がい者施設等の（６）項ロに該当する施設につきましては、原則として、面積に関係なくスプリンクラー設備の設置が必要となったところでございます。

　次に、国が示しておりますスプリンクラー設備の設置を要しない基準についてご説明をさせていただきます。

消防法の施行規則ならびに国が通知で示されておりますものにつきましては、なかなか複雑でわかりにくいということもございますので、規定の内容を比較できる一覧表を資料２にまとめておりますので、こちらと、この規則改正につきまして、厚生労働省が国の障害保健福祉関係主管課長会議で示された資料を、参考資料１、参考資料２で付けておりますので、これらを併せてご覧いただきながらお聞きいただきたいと思います。

消防法施行規則第１２条の２に「スプリンクラー設備を設置することを要しない構造」というのが規定されております。これは、資料２の左側に記載させていただいております。「火災発生時の延焼抑制機能を備える構造」ということで、要件がいくつか示されておりますが、延べ面積が１０００㎡未満の場合。これが第１項第１号ということでなっておりますが、いくつかあります中で申し上げますと、居室を準耐火構造の壁床で区画し、その防火区画が１００㎡以下で４以上の居室を含まないこと。

内装の仕上げを、避難経路を準不燃材料、その他の部分を難燃材料でしたものであること。扉は防火設備で自動的に閉鎖することなどの要件を満たしている場合に、スプリンクラーの設置が免除されます。

また、延べ面積が小規模な１００㎡未満の場合ということで、第２項の１号２項に規定されているのですが、入所者が利用する居室が避難階のみであること。単一用途、すなわちその建物の中にグループホーム以外の用途に使われているものがないということですね。それから、１,０００㎡未満の場合でも内装の不燃が求められていますが、この内装不燃化と同等ということで、居室区画がされていない煙感知器が付けられており、各居室の開口部が部屋に二方向避難が確保されていて、火災の影響の少ない時間、これは避難限界時間といいますが、これ以内に屋外に避難できることなど、このような条件が満たされている場合にスプリンクラーの設置が免除されます。

第３項には、共同住宅の一部をグループホームとした場合の免除規定がありまして、延べ面積の合計が２７５㎡未満である、共同住宅内に他の用途が存しない、各住戸が１００㎡未満で防火区画されていること、主たる出入り口が直接外気に開放されかつ煙を有効に排出することができる廊下に面していること、主たる出入り口には防火道等を設けたものである。それから、これまでの規定と同様に内装の不燃化が図られていること。さらに居室及び通路に煙感知機を設置して、通路に面する扉は随時開くことができる自動閉鎖装置付の不燃材料で作られたものであることで、その居室を通過しない避難経路が確保されていることなどの要件が満たされている場合に、免除ができるということになっています。

しかし、この規則に規定されておりますのは、入居者の居室が避難階のみであることなど、かなり限定されたものでございますために、個別の防火対象物の実態に応じて、消防法の施行令第３２条、こちらを適用し、スプリンクラー設置を要しないことができる際の考え方を、消防庁予防課長通知で平成２６年３月２８日付の１０５号通知と呼ばれる通知で示されているものをまとめたものが資料２の右側でございます。

こちらには、その避難階であることと同等の要件といたしまして、１０５号のローマ数字Ⅰというところでございますが、延べ面積が１００㎡未満で単一用途である。居室は原則２階以下の階の部分であると。内装の仕上げを準不燃・難燃、これは規則と同じ要件を満たしている部分。それから、一定の広さを有し、一定の地上スペースに面する一時避難所を有すること。すべての入居者の寝室から地上、または一時避難所に直接出ることができ、どの居室から出火しても安全に避難できることなどが示されております。

また、内装の不燃化を要しない特例としまして、これが１０５号のローマ数字Ⅱですが、延べ面積が２７５㎡未満で単一用途であること。１００㎡以上の場合は規則の例によって１００㎡単位に区画されたものであること。居室は２階以下の階のみであるということ。そして、規則第２項と同様の規定に加えまして、一時避難所に関する要件などが満たされていれば免除ができるということであります。

これに加えまして、平成１９年６月１３日付で発出されました同様の消防庁予防課長通知で示されておりますとおり、これは当時の特例基準でございますが、２７５㎡以上１０００㎡未満の施設に対する特例基準として示されたものでございますが、今回２７５㎡未満の施設にも適用することができるとされていることが、２３１号のⅠとⅡでございまして、延べ面積が２７５㎡未満の部屋や、または２階建てであること。内装不燃化が図られていること。夜間に要保護者、障がい者であれば区分４以上の方の避難介助のために必要な介助者が、従業員一人当たり４人以内、居所から２分以内で駆けつけることができる近隣協力者にあっては、一人当たり３人以内となるよう確保されていることなどが要件とされています。

各居室から屋外に容易に至ることができる特例としたときに、２３１号のローマ数字Ⅱでございますが、Ⅰと同様の要件に加えまして、すべての居室から扉または掃きだし窓を介して地上等へ直接出ることができるか、どの居室から出火しても火災室等に面する部分を通らずに地上等へ出ることができ、一時避難場所の位置および構造が川や崖等に面していないなど、外部からの救出を妨げるものでないこと。夜勤者など夜間の介助者が１人以上確保されていることなどの要件を満たしますと、スプリンクラーの設置は必要ないということになってまいります。

　少し早口でご説明差し上げましたとおり、所々わかりにくかったと思いますが、消防法関連の解釈は大変難しくて、例えば、先ほどから申し上げております（６）項ロという、「避難が困難な障がい者等を主として入所させるもの」というものにつきましても、支援区分４以上の者が概ね８割を超えるグループホームとされておりまして、その中でスプリンクラーの設置義務がありますのが、「介助がなければ避難できない者を主として入居させるもの」となっておりまして、こちらは支援区分４以上の者であって、一定の認定調査項目、こちら参考資料１の欄外に細かく書いてありますが、こちらに該当しない者の数と支援区分３以下の者の数との合計が、利用者の2割未満のグループホームということになっております。

　さらに、用途を判定する単位につきましても、共同住宅などの一部を活用する場合などによく出てくるのですが、住棟、建物の中に複数のグループホームがある場合に、建物単位のほか、住戸単位なのかなど各消防署等の裁量の幅が大きく、自治体によって判断が異なっているという状況があります。このようなことから、事業者だけでは自分のところがスプリンクラーが免除されるのかどうかの判断がつかないという状況があります。

　それと、グループホーム利用者の安全確保の徹底を図る観点から考えてみますと、設置義務があるなしに関係なく、各ホームの状況に応じてスプリンクラーの設置要否は判断されるべきとは考えておりますが、水道の口径や水圧が不十分な場合や、先ほども申し上げましたとおり、家主の了解が得られない場合など、設置をしたくても設置できないということも想定されます。

この問題を解決する一つとして、消防庁が主導して開発を進めてまいりました比較的設置が容易なパッケージ型自動消火設備というのがございますが、内装の制限を受けずにスプリンクラーの代替として承認されたのが本年（平成２８年）６月でございまして、当初、想定していたものよりかなり大型化を余儀なくされておりまして、価格面での有意性もあまり期待できないという状況になっております。

　障がい者のグループホーム防火安全対策につきましては、先ほどの資料にもお伝えがありますとおり、消防部局と福祉部局、それ以外の関係部局が情報の共有をして、連携をして対応することが不可欠ということになりますが、実態ではなかなか十分とはいえない状況でございます。

そのグループホームに対する経過措置期間が終了する平成３０年３月まで、残すところあと１年強ということになっております。本ワーキンググループにおきましては、スプリンクラー設備の設置に関する課題等の解決を目指すことはもとより、このグループホームにおける防火対策というのはスプリンクラーだけの問題ではなく、先ほどの自動火災報知器の問題でありますとか、防火管理者の問題等さまざまな問題がありますので、各自治体における連携協力体制の構築を見据えたガイドラインでものをお示しして、グループホームを取り巻くすべての関係機関が、防火安全対策を改めて見直す機会となればと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○ＷＧ長　非常に残り期間が短い問題ですが、ただ今のご説明につきまして、ご審議いただければと思いますが、いかがでしょうか。ご意見・ご質問等ございませんか。

○委員　東大阪市ですが、先ほど大阪府が全国的にもグループホームが多くて重度の方が多いというお話だったのですが、東大阪市は、大阪府の中でもグループホーム数が多くて、また重度の方の利用が多いところで、東大阪市の中でもそのあたりがいろいろと問題になっております。

東大阪市の身体・知的の施設の主な社会福祉法人で、障がい児者福祉施設連絡会という会があるのですが、そちらのほうで、毎年、市に対して要望書を出していまして、このあたりの消防のハードルが高いので、緩和していただきたいということで要望書を出しまして、市のほうも動いてくれまして、以前からの情報で、大阪市が特別に大阪市独自の緩和策を作っておられるということで、それを参考にして、東大阪市でも検討していただけるという方向にはなっているのですが。

　先ほど、パッケージ型の自動消火設備のお話がありましたが、たぶん、大きい３２ℓのものだと準不燃の工事などが必要ないと思うのですが、そのもう１つ小型の１６ℓの物であれば、内装を準不燃以上のものにしないといけないというのがあって、東大阪の中でも大半のグループホームは賃貸が多く、なかなかそのあたりも厳しいということで、消防の緩和を検討していただいているところです。

○ＷＧ長　はい。このあたり、今、出ているのが東大阪と。

○委員　大阪市は何か独自でいち早くされていたようで。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　大阪市ですが、経過を少し説明させていただきます。

大阪市はすでに８年くらい前からいろいろと消防課題で問題になっていまして、当時は、グループホームがマンションに１件でも入っていると（６）項ロ・イという、複合用途防火対象物という、いわゆる雑居ビル扱いですね、飲み屋ばかり連なっているような。それと同じ扱いにされるという別の問題がありまして、その場合は、建物全体に自火報（自動火災報知設備）を設置しなければならないですとか、屋内消火栓を全部設置しなければならないという問題が発生しまして、未だにその問題は、大阪府下でも少し柏原のほうで問題になって、府営住宅を利用できなくなったりという問題があったり、今も群馬県で聞いていますのは、１カ所だけグループホームが入っているのに１階に、県営住宅なのですが、建物全部に自火報を求められて億単位の負担になりそうだというような問題も挙がって、未だに引きずっているのですが、そのときも「何でそんな話になるんや」というような話がありまして、「もう、そこだけでよい」というような、グループホーム部分だけ自火報設置でよいというような特例を、大阪市で作らせた経過があります。

　そのような経過もありまして、今回も、先ほどの検討会の報告書の段階でも、大阪から声を上げていったときに、消防庁の担当官が、この検討会の報告書を作り終えたちょうどそのときに実情をいろいろ訴えると、府営住宅とかマンションにそのままの形で住宅の住戸に入っているというようなことが想定されていなかったことがわかりました。１階・２階部分に大きな施設が入っているのだというような理解しかなくて、そして、「普通の住戸にそのまま入りますよ」と言うと、向こうが慌てだして、先ほどのその１２条の２というややこしいところなのですが、第３項というのが共同住宅の規定になっておりますが、それを慌てて付け加えたと。

それが最終、１カ月くらい前に慌てて作り始めたという経過もあります。ただ、この１２条の２という、いろいろな延焼抑制構造の消防法施行規則の規定なのですが、使えるものがほとんどないというのがわかってきました。それまでは、スプリンクラーの設置義務というのは、１,０００㎡前後の大きな施設しか対象にしていなかったのですね。それが２７５㎡まで落とされて、今回はゼロまで落としてきたという経過があって、だからそのスプリンクラーを免除する規定というのは、大きな施設にしかないような構造しか想定されていなかったがために、それでここに書かれてある構造で特に問題なのは、内装不燃化ですね。これは、居室が難燃以上、それと廊下が準不燃以上という、施設などは通路が避難路になりますので、準不燃以上が求められているのですが、一般の住居にこの内装、難燃ですとか準不燃というのは、特に廊下準不燃などはあり得ない話でして、今の新しい住戸以外はそのような難燃、内装不燃も建築基準法例では規定されておりませんので、ほとんどないことがわかってきて、府営住宅でも調べてもらったところ、９割５分くらいが内装は不燃化などしていないことがわかってきまた。

それと、全室から二方向避難という要件が多いのです。これは、資料にも載っていますように居室が全部横並びで、開放廊下に出ることができるあるいはバルコニーに出ることができるというような、横並びの造りしか想定していませんので。

○事務局　参考資料の２－３というこの分ですね。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　その分ですね。それが全室からの二方向避難の絵なのですが。このような物件、施設仕様で建てている部分しかありませんよというような話をさせていただくと、それも少しまずかったことでしょうね。そのような要件が内装不燃とか二方向避難というのがいたるところに、これを見てもらってもわかるように掛かっていまして、普通の一戸建てで全室二方向避難というと、４面にバルコニーがあるような家になってしまうわけでして、「そのような家などないでしょう」と。

それから、１２条の２の第３項も絵が出ていますよね。これが２－４ですね。これがまた普通の住戸に入っているのですよと言うと、慌てて作った項目がこの項目なのですが、これも廊下が曲がりくねったようなマンションになっているのですが、通路は。これは、他の居室を通過しないで屋外に出ることができるという規定がありますので、このような絵になっているわけです。普通、リビングを通過してベランダに出るという住戸もあったりするので、このような曲がったような通路というのはむしろ少ないのではないかという話とか。

あともう一つ問題になったのは、全居室の戸が自閉の不燃であると。自動的に閉まる不燃の戸。そして不燃の戸とは何かといいますと、鉄かガラスなのですよと。それは、「玄関扉はそのようになっていますよ」と言ったのですが、「いや、そうではない」と。「中の居室の木の扉とか襖を全部鉄やガラスにしなさいよ」と。「そんなん、あり得ないでしょう」と言って、「それだけは見直してくれ」とさんざん、大阪市からも僕たちからも言ったのですが、「それはもう決まったことだ」と。

だからこの全居室の扉も不燃の戸というのは、施設にはあるのですね。大きなスライド式の不燃の戸というのは設置されています。だからそれを想定したがために普通のマンションではあり得ないような規定を載せてしまったので、この３項も結局は使えずじまいというような問題になってきています。逆に、先ほどの消防庁の規定するこれらの絵では、夜間支援員はいらないのです。二方向避難や内装難燃、あるいは鉄やガラスの扉があれば、夜間支援員はいらなくて免除できるということなのです。

　消防法令というのは設備面だけしか見ないのです。消防署はチェックできないから、ソフト面の体制はチェックできないということで。だから、夜間支援員なしでもこのような構造があれば免除できるわけです。

しかし、鉄の扉があったところで、その部屋が焼けたか、逆に「逃げにくいやないか」というような話もさんざんしてきたのですが、そのようなこともあって、大阪市では、福祉で重視している夜間支援員体制ですね。それとこの内装・難燃とか二方向避難というのを条件として、バーターさせるというような発想で、実際に十何カ所くらいのグループホームに消防から見に来ていただいて、そしてこちらの安全感覚と向こうの安全感覚を付き合わせて作ったのが大阪市の特例でして、それで、４対１の夜間支援員体制があって、避難時間が３分以内であれば、内装難燃とかそれから二方向避難はなしで免除しようという組み立てをしています。

避難時間３分というのも、以前の２３１号通知という、その横長の資料の２３１号通知の１番ですね。これだと２階建てで内装不燃化されていて、夜間支援員４対１であれば、スプリンクラーが免除できるという。

ただ、この内装不燃化というのが難しいので、どうも。ここの部分を３分以内の避難時間が可能であれば、あるいは煙感知器を設置する、自火報と火通報（火災通報装置）を今回から連動させるという条件を組み合わせると、この２３１号とほぼ匹敵するよう、あるいはそれ以上に安全性を保つことができるというような造りにして、大阪市の特例を作りました。

避難時間もこの規定に基づいての規定でありまして、一人ずつ支援者が部屋に行って外へ出す、部屋に行って外に出すというような一人ずつを外に出す規定で、実際に計算ソフトもありますので。それで３分以内であればというような計算手法を取っています。実際にこの技法を取り入れることで、大阪市ではそれぞれの物件確認がスムーズにいっていまして、今こちら側で見させてもらったケースでは４０件くらいありますが、全体で１２０件くらいあるのですが、（６）項ロが。８割くらいは免除できるというようなことをやっております。

　これを今、各市町村の消防に、この大阪市特例を「使ってもらえませんか」とお願いをして回っているのですが、東大阪は二転三転ありましたが、何とか。

○委員　大阪市のものを少し参考にさせていただいて、東大阪市の消防局で検討をしていただいています。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　もう間もなく、大阪市とよく似たものができるであろうと。

ただやはりほかの市は安全が第一だということで、「いや、こちらも安全を第一にしているのだけれども」と言いながら、やはりスプリンクラーに代わるものとして大阪市の特例は認められないということで止まっています。

議会での議論ではどこも、「国が何か示さない限り、もう免除を考えることはありません」という結果になっていますので、国がもう少し何かを出してくれるか、それと大阪府のガイドラインがセットで発出ができれば動かせるのではないかと思っていますが、ただ、ガイドラインだけでは「障がい福祉が何を勝手に言うてるんや」と思われると、もう最悪でして、誰も各地の消防はなびかないだろうと思われております。

　少し長くなりましたが、だいたい、こちらの現状の認識は以上です。

○委員　今、おっしゃったとおりで、大阪市のやり方をということで、私は吹田市なのですが、吹田市の今の状況は、グループホーム自体が９９カ所あって、私ども自立支援協議会でアンケートを取ったのですよ。８０カ所から回答が来て、（６）項ロが４０％の３３カ所だったのですよ。その中でもスプリンクラーの設置をしているところもあったりはするのですが、実際に困っている、もう、どうしようもないという所が１８カ所残っています。だからここの１８カ所をどのようにするかというのが、これから大きな課題になってまいります。

そのような中で、豊中のほうで少し聞いたのは、簡易型スプリンクラーが不燃化の部分の要件を少し緩和しているというようにも聞いています。だから、市町村によって本当に、東大阪が大阪市に少し追随してと聞いているのですが、隣ももう少しそのような追随をして、少しでも緩和をしていくとまたなってくるのと、あとここでも話があったように、公営ですよね。特に府営が吹田の中でもたくさんあるのですよ。そこがとても困っています。もう、どうしようもありません。府営の所にスプリンクラーは付けられないし、大型のタンクを積むことができないので、そこのところの部分については、大阪府として何らかの対応をしていただくことができれば、まだここの部分が減ってくるというのは出てくると思います。

○事務局　先ほどの参考資料３の１を見ていただくと、記載したのですが、府営住宅の実態調査を平成２８年の７月にやりました。５６０戸余りの府営住宅を活用するグループホームがあるのですが、その中で（６）項ロスプリンクラー設置を要するという所が１１９戸ありました。２割ですね。当然、スプリンクラーが付いている所はゼロです。これも議会でかなり言われまして、「府営住宅ゼロやないか。どうするの」と。そして新聞にも取り上げられたところなのですが、慌てふためきました。

おっしゃるとおり、府営住宅は大阪府が家主ですから、「どうするの」ということは考えないといけないというのは、常々進言はしておりますが。ただ、付けたくても付けることができないと思います。構造的に。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　少し豊中の件で言っておきますと、豊中の緩和策は、鉄筋コンクリートの建物であれば内装不燃は免除していく。けれども、スプリネックスという大きなボンベ。１６ℓ４０ｋｇ。しかし、一戸であるとスプリンクラーか内装不燃がなければ、３６ℓか３２ℓという、９０ｋｇくらいの大きなボンベを全室に付けるという話になります。

豊中でも１件付けられた所が３ＤＫで、７本設置で３００万円くらいかかっております。そしてそのうち補助が、基本面積の19,000円×４分の３だから、４分の３が出ると思っていたのだけれども、そんなに出なくて、１００万前後くらいしか出ないので２００万。１件当たり持ち出しと。

それから、府営住宅を十何件、法人でやっておられる所だと何千万単位で、補助があっても負担しなければいけないという問題ですとか。府営住宅はいろいろな市からまたがって入ったりしていますので、ややこしくて仕方がないと。この市は免除、この市は付けなければいけないということがかなり錯綜するだろうと思っているので、府営住宅は少なくとも何とか早くしないといけないという形になっております。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　よろしいですか。この問題が発生した経過というのは、高齢者の認知症のグループホームということで、実はその高齢者の認知症グループホームと障がい者のグループホームとは、そもそも制度上の位置付けがまったく異なるものでありまして、あとで議論をされるようですが、入所施設からの地域移行のようなことも含めて、その基盤整備ということも含めて、脱施設化のところで一番最初に出てきたのが実はこのグループホームです。

というのは、いわゆる民間の住宅ですよというのが厚労省の位置付けでして、ただそれにしても障がいの重い人たちの問題をどのようにしていくかというところで、現場では単純に民間の住宅と一緒だからというわけにもいかないので、一定のそのような世話人の配置の問題だとか、いろいろと議論はありました。

ただ、基本的位置付けは、その住宅だというのが厚労省の説明で、それをベースに私どもの地域の中でそのような住宅を確保していったし、なぜ、公営住宅を使ったかというと、住居だから使ってきたわけなのですね。そのような意味で配置の基準も違うし、そもそもの位置付けが違うのですが、最近、このグループホームの設置にかかわっていろいろと問題になっているものの１点は、国交省の建築基準法でいうと、寄宿舎扱いをされると。

消防署は施設だとおっしゃるわけで、どうも本来の障がい福祉の施策として作られてきたものと各省の認識がまったく異なる中で、実は豊中などでは、その建築基準法を用いて、住宅地に寄宿舎を建てることはできないのではないかということで反対運動が起こったりとか、それもすったもんだしながらいろいろと調整をしてきた経過があるのですが、言ってみると、障がい福祉はそのような形で地域の基盤整備ということでもっともっと、いわゆる住宅としてのグループホームを増やしながら、そこを実態に合せて体制を整備していくことでもって、障がいの重たい人でも安心して地域で暮らすことができるような状況を作っていこうというのが、基本方針だとすれば、当たり前なのですね。

　住宅地にスプリンクラーが付いている住宅などあり得るわけがないので、当たり前のようにそうやって広げてきたのが、もうこれで足止めをくってしまうというのが間違いな訳でして、ましてや大家さんも、「住宅ですよ」と言って、説得もしてそのような確保もしてきた所も含めると、今になって「いや、施設だったのですわ。実はスプリンクラーを付けないといけないのですわ」と言うと、それは「何言うてんの」という話にしかならないことが一つ。

　それと、このことが契機で、せっかく住み慣れ始めているこのグループホームから、場合によると転居せざるを得ないというような状況が出てくるとするならば、何といいますか、障害者権利条約でいうところの「どこに住もうと自由だ」という、この条件の整備というところが非常に崩されてしまうのではないかということと、それからもう一つは、これはしかも障がいが重い人の比率が高ければスプリンクラーというような発想になってくることでは、地域で親子で暮らしていて、「あなたの子どもさんは障がい支援区分が６だからスプリンクラーを付けなさい」と。

そんな、このような発想で言うと、消防署はそのようなことを言い始めるのかもしれませんが、そのような問題ではない対策をどのようにしていくのかということこそが、消防署が本当に考えてもらわないといけないところですし、私どもとすれば、厚労省にもよく言っているのですが、「いったい、あんたたちが言っている政策を何で各省で調整してくれへんのや」と。「何で、建築基準法上は寄宿舎のままになっているんや」とかね。「消防法上は施設やと言うんや」ということを言うのですが、なかなかそこが、突破口が図れないということなどもありまして。

それと、消防署はなかなか障がい者の実態や暮らしとかというところをベースでお考えではないので、私どもも別に安全・安心が大事なことだと思うので、付けることができる所は補助金を使って付ければよいと思うのですが、それが絶対的条件ということであれば、本来のそのようなグループホームの制度的位置というのが大きく変わってしまうのではないかと。そしてそれを含めて今後の地域基盤整備はどのようにしていくのだと。

あとで何か、入所施設からの意向調査をすると言うけれども、これはどのような条件を作るのだということになるとね、「グループホームがないから心配だ」というところに○をつけさせておいて、「実は施設なのでつくることができません」という話だと、これはいくら意識調査をしても進まない話ではないかと思うのですよね。

　それと一番怖いのは、障がいの重い人がいると地域の迷惑というようなね、そのような考え方が前提になっていて、何かね。一番怖いのは、本当にこれから先、「お宅の子どもさんは障がい区分６だから、スプリンクラーを付けてください」と言われて、地域では暮らすことができないではないですか。そのあたりのことを考えると、もう少し差別解消法もあるのだから、認可のほうも、もう少し実態に即した対応について考えなさいということと、そこまで言うのであれば、障がい福祉のほうは逆に、グループホームを最低でも１対４で、夜間に退避できるような条件を作るための報酬のあり方だとかいうことを考えてもらってこそ、本当の安全対策ではないかと思うのですが。どうなのですかね。何で説得できないのか。

○事務局　何でよう言わんねんやろと。何でこんなに弱いんかなと思いますね。

施策もそうなのですが、予算確保にしても厚労省社会援護局というのは弱いのですね。情けないのですが。雇用均等とか高齢とかは予算を柔軟に取ってくるのに、なぜ社会援護はこんなに弱いのかというところがあります。

　少ししゃべらせてもらえるのであれば、やはり大阪、要望をあげたと言いましたが、これは他府県も同じように困っているのではないかということで、近畿府県だけではなくて全国に照会をかけたのです。「大阪はこのようなことで困っているので、手を取って厚労省に言いに行きましょう、消防庁に要望しましょうよ」と言ったのですが、他府県はそんなに困っていないとおっしゃるのです。

その背景にあるのはやはり、他府県は一定の規模以上のグループホームが存在する。障がい者であっても。大阪は小規模が８割、４人以下が８割と言いましたが、その率がぐっと低いのです。だから１０人とか１５人の障がい者のグループホームをつくっておられるから、そこはもう施設と同じなので、当然スプリンクラーは付けておられると。２７５㎡を超えてしまうのですね。そのような違いがあることが歴然とわかりました。

だから、他府県にいくら頼ってもあかんなということで、大阪府単独でやりました。少し動きが出てきているというような話は聞いています、他府県なども。神戸あたりとか。そのようなことも聞いていますので。

　実は、消防庁からも大阪がガイドラインを作るということで、「きちんとしたものを作りなさいよ」というアドバイスと、「とんでもないことを考えないでね」ということで、釘を刺そうとしているのかどうかわかりませんが、たぶん、年が明けて１月くらいに消防庁へ出向かないといけないと思います。そして、どのようなことを考えているのかを説明させてもらって、向こうの意見も聞いて作るという運びに今なっています。

　それと、あちらこちら話が飛んで。夜間支援体制の話なのですが、例えば大阪でしたら、夜間支援体制４対１というのがあるのですが、取っているグループホームというのが８５％くらいに達するのですね。それは、オンコールであったり宿直であったり夜勤であったり。残りの１５％というのは、軽い方が入られているグループホームなので、一定、重度の方が１人でも２人でもいれば、やはり夜間支援体制というのは取っていただいている。

ということは、いざという火災が起こったときに避難する体制というのは、ソフト的にはできているはずなのですね。それと近隣住民３対１でしたか。火事があり、「いざというときは協力してね」という体制もできている。避難訓練もやっています。計画も作っています。そうであるならば、一定の安全性は確保されているから免除してもらってもよいのではないですかということが、僕らの根本的な考えなのですね。

　基本は、決して命を、安全をないがしろにするわけではありませんが、一定数できているのであれば通常の民家と変わらないのだから、「同じように扱ってください」というのが、僕らの一番の願いでこの要望書を作ったのですが、それが通じないのですね。

やはり消防署自体が「もう、法律を変えました。変えるに当たっては障がい団体のご意見も重々伺いました。その上でやりました」と言っているのですが、法律改正になった途端に、国がスプリンクラーを付けるための基金を、各都道府県にドーンと持っていたのですがそれを廃止したのですね。「それ、どういうこと」と。

法律改正をやってスプリンクラーを付けろというのであれば、その基金は置いておいてもらわないといけないのに、その年をもって廃止するとかね。いろいろな矛盾があってここに至っているのですが、もう、ここに至れば仕方がないので、何とか前を向いて、少しでも免除してくれればと考えていきたいと。

○事務局　代替の施策を認めてもらうようなガイドラインを作りたいというのが私どもの思いです。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　それとね、もう一点は、議論があって。実は、市町村ごとに言うことが違うのですね。

豊中の話も出ましたが、豊中は結構、頑強で、「大阪市と違うので、うちは変えません」とかなり言っておられるのと、それからその公営住宅の部分も、先ほどのどれが一番適切なのかというのがない中で、見積もりを取って「平成３０年の４月までに全部整備しろ」というのは、到底無理なのでね。

やはりその実施の延期であるとか再検討も含めて、そのようなことをやってもらわないと、現実に平成３０年４月が過ぎて「お宅は駄目ですよ」と言われて出て行くのかというと、それこそできないと思うのですが。

○事務局　消防庁予防課に実際、私が要望を出しに行ったのですが、そのときにもう一点確認で「経過措置期間の延長はありませんか」と聞いたのですが、「それはありません」と。

今までに過去、１件だけやったことがあるそうです。それは「とても大規模なコンビナート火災に関する分の経過措置期間を延長しました。それが１件だけなので、これは絶対にずらしません」と言われました。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　診療所は１０年間、経過措置があるのですね。不思議なことに。高齢施設と障がいだけ３年間だけであったと。そして、怖いのは、結局、経過措置期間の終了が平成３０年３月が来て付けることができなければどのようになるのかというと、また次の問題がありまして、公表されるという問題があります。

これは、違法物件として市のホームページで公表しますよということで、この前、１件高槻でされてしまったのですが、前の経過措置の問題で。そして、公表されて、それでも変えなければ、今度は「入り口に『違反物件』と大きく貼り出すぞ」と。実際に高槻ではそのように言われています。

そのようなことをされると、たちまち地域から「ほれ、見てみ、障がい者の危ない施設がこのような所にあった。はよ、出て行け」というような問題になるわけで、ただ公表等は避けることができないのか、大阪市特例を各地で使うことができないのかということを、国会議員を通じて少し質問を上げたところでして、「公表はもう、絶対にさせてもらう」と。「障がいだけを免除するわけにはいかない」という国の回答です。

大阪市特例についてはあることは知っているし、安全確認のうえ、各市で使うのであれば使ってくださいというところまでは回答を取ったのですが、それでも各市は、「大阪市特例は採用しない」と言って踏ん張っている状況です。

　国のやつもいい加減なところは、（６）項ロというのもおおむね「区分４以上は８割を超える」という表現なので、ちょうど８割だと、ロなのかハなのかというのが市によって違います。下手をすると、同じ管内の消防署でも違うことを言っていたりします。

　それと、共同住宅にあるグループホームのカウントの仕方も、２つ入っている場合がありますよね。例えば区分４の人が２人、区分４、３。それをどのようにカウントするのかという、これも市によって違うのです。２個一緒に合わせると４分の３で、この場合、（６）項ハになるのですが、住戸ごとに判定をする市もあって、そちらのほうが多いのですが、その場合は、１件は（６）項ロ。

１件は（６）項ハになるというようなことですとか言っていることが違いますし、今現在、実際に出て行かなければいけないか、引っ越さないといけないかということで、億単位の負担をして、新規のグループホームを建てていかれる団体が実際に出始めていますし、入居者を入れ替えることで（６）項ハにしてもらおうという団体、あるいは当事者に自己負担してもらおうと、それしかないと。入居者の入れ替えも苦肉の策であるというのはわかるのですが、どこで誰と住むかは当事者の権利だと言っているのに、せっかく仲良く暮らしていた関係を割かれるというのは問題だろうし。

○事務局　団体が自ら入居者を入れ替えて、（６）項ロの割合を低くするというのであればまだしも、消防がそのようなことを勧めているところもあると聞きます。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　区分４以上の人をこれ以上入れないような誓約書を書かせるというのもありました。これも結構、あります。それをすると障害法令違反ですよね。区分によって排除するというのは駄目だという。かなり違反ですが。

　だから、当事者の生活に直撃する問題が現に起こり始めているので、「引っ越しをしないといけない」、「出て行かないといけない」とか。そして検討会の報告書でも退去を求められたり、新規の開設ができなくなることは避けなければならないという文言は入れさせていただいたのです。

しかし現実には、そのような問題が懸念されていたけれども実際に起こり始めている中にあって、少しガイドラインの入り口のところで、各市の（６）項ロの判定の仕方ですとか、そのカウント。実際に（６）項ロは何件あるかまだつかんでいない市町村も結構、多い。

　この前も奈良県へ行くと、「障がいのほうが何でグループホームの状況を消防に伝えなあかんねん」と言って、連携をしようともしていない。（６）項ロが何か全然わかっていない、未だに。もう、補助期間は終わっているのに。

○事務局　　消防庁が全国一斉に（６）項ロ対象のグループホームがどのくらいあるのかということを調査しています。

○事務局　ただ、その各消防署なのですが、結局、事業を始めるときに届出をすることになっていますので、届出はしているはずなのですが、消防署のほうで、ここの建物のこの一室でグループホームをやっているということを、きちんと把握しているかどうかがまずわからない。

その届出時点での確認はしていますが、それをずっと記録を取っておいて「あそことあそこはグループホーム」と把握しておられる消防署というのは、すべてではないようだと。

○事務局　改正する時点では２７５㎡未満だったので、当時はスプリンクラーの設置対象ではなかったのだと。ということは、消防署も設置対象ではない所をそのようにきちんと見ていないので、「ああ、グループホームですか。どうぞ」くらいで終わっていたはずなのですね。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　そうですね。大きな施設しか見ていなかったので。

○事務局　もう本当にその５０人、１００人の通常の障がい者支援施設まではわかっていますが、グループホームはたぶん念頭になかったはずなのですね。それがこのようにいざ出てきたときに、今、国から調査が来ているのですが、どのようにして調べようかということにたぶんなっているはずです。実際に入っている人が重度かどうかというのは消防署にはわからない。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　すみません。もう一つ質問なのですが。その区分４とは障害支援区分のことをいうのですよね。そもそも障害支援区分とは何なのか、何でそのようなことが基準で、それが８割であればというようなことを消防署が勝手に言えるのか。

そもそも、障害支援区分は別に手帳級数とかそのようなものでも何ものでもなくて、支給量を決めるための支援の必要度ということで、わざわざ程度区分から変わったものではないですか。消防はどうしてこれを使っているのでしょうか。どのような根拠で。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　厚労省が示したのではないかと思います。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　厚労省が示したのですか。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　この前も奈良県へ行って驚いたのは、先ほどの区分４以上だけれども免除できる６項目というのがありますよね。「移動」、「移乗」。

○事務局　参考資料の１の下に少し小さな字で書いてあるのですが。※２というところですね。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　奈良県に行って驚いたことは、その区分４以上で、これ全部が支援不要とかそのような人はほとんどいないだろうと思うので、ほとんどこれに該当して免除できるということにはならないのですが、ただ、消防法令的にいうと、これを全員調べないと法令違反やと言われることもすごいことで、県内のグループホームの（６）項ロの、全員のこのデータが欲しいと言っているのですよ。

それは、障がいは個人情報だから出すことができないということで、そのようなことで今、８１項目ですか、全員の分で「これから調べるのですか」という話なのですね。そんな、無茶な話になるようで。

○事務局　今のご質問人のお答えになるかどうかはあれなのですが、この検討会の報告・議事録などで見ますと、あくまで自力避難困難とか介護がなければ避難ができないという文言で、法律上規定されている人をどのようにして客観的に判断をするかということで、おそらく厚労省が示したのだろうと思われます。今あるのはこれですと。

　一定、その検討会の中でも、これで正しいのかどうかというのは疑問だということにはなっているのですが、では、「代わりになるものがあれば持って来い」というような、ぶっちゃけた言い方をしますとそのような話で、たぶん今後、引き続き検討ということになって、実態はたぶん何も進められないのだろうと思われます。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　皆、ガイドヘルパーを使っておられますものね。区分４以上。そんなん、あり得ないですわ。それに該当する人はほとんどいない。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　しかし、言うと、別に区分４以上でなくてもおられますよ。だからそのような基準。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　区分４が３人いるでしょう。そこに区分３の人が１人入ると要らないことになるのです。区分４が３人だと（６）項ロでスプリンクラーだと。そこに３か２の人が入ると要らないと。

○事務局　そもそも８割というラインにまったく意味がない。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　そうですね。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　だからもう高齢、実は絶対だから消防は高齢の世界だけで生きているのでね。警察のようなものですから。

○事務局　ただ、大阪市の免除基準もそうなのですが、国のこの通知もそうなのですが、消防署も判読が難しいというし、事業者も当然わからないし、僕たちもわからない。その段階でガイドラインを作っても仕方がないので、わかりやすく、両方、事業者にとってもわかりやすい、このようなものを作っていきたいというのが、先ほど東が少し言った、まずはそこなのです。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　せめて、やはり追い出されたり、借りることができないという問題は避けようというのをまずベースにして、そして個々の物件を見ながら、やはり家主が反対するとか現実にそのような問題。出て行かなければいけないとか、借りることができないというのかという問題が起こるのであれば、特例・緩和も考えるべきだということで、大阪市の例とかを参考にしていただいたら。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　せめて自治体で避難計画書等を出させて、その自治体の中でやはり「ここは不備だよ」というところがあって基準が作られるのは良いのですが、このようなもの、何もなしで先に基準ありきというようなものでいうと、何かこう、障がい者はいつでもそのようにして、なにか区分だとかそんなので締め出されたりするような。それはやはりやめてほしいと思いますね。

○事務局　それはもう、皆さん共有の。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　寄宿舎の問題のときもあれはかなりやり合って、結局、寄宿舎、大阪は全国初２階、３階まで、２００㎡未満であれば「もう住まいや」ということで。

○事務局　全部市町村、統一していますよね。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　あれは非常に役立ちましたね。あれのような形でできるのですかね。

○事務局　できればベストなのですが、あのように単純なものではないですね。今回のはね。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　消防署は固い。

○事務局　消防署は固いです。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　あと府営住宅でもう一つ。全体のこれで言わせてもらいますと、ほかにもいろいろな問題がやはり出てくるのです。一つは、建物全体に自火報を付けろというような問題が起こらないのかどうか。これは大阪で問題になってきたので、これはだいたい免除されるかなという話になっているようなのですが。あと出てくる問題が、１１階以上に（６）ロが入っていると、１１階以上の階すべてにスプリンクラーを付けないといけないというような、それぞれの状況によっては大変な問題になるというようなことが出てきたりしますし、あと、大阪市内でもこの前出てきたのが、防火対象物点検で、１件でもグループホームが入っていたら、その敷地内にあるすべての棟に対して防火対象物点検をしなくてはいけないと。これも（１６）項イだからという、先ほどの複合要件であるからという。それをいうと、どこがそれだけのお金、１㎡いくらで全部お金がかかるらしくて、防火対象物点検というのは。

それも含めて、府営住宅などは敷地内に何棟か建っているのが普通ですから、１件でも入っていたらそのような問題が出てくるとか。そのあたり、少し共同住宅上の問題についても整理をして統一していきたいという思いもあります。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　府営住宅の件は、大阪府があっせんしてくれて確保してきたわけではないですか。それを今さら駄目だと言われると、普通、障がい福祉課は府営住宅から怒られていますよ。「だましたやろう」とか言って。

○事務局　だましたわけではないのですが。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　そのようなことになりかねないと。

○事務局　そこは福祉の責任で、何とかしようということになっています。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　府営住宅にもかなり言っているのですよ。「お前ら、何で黙ってんねん。消防に言えや」と。「付けられへんねんやったら、付けられへんと、今言え」と。

○事務局　僕たちはあれですよ。府営住宅の所管課と仲良くして、「うちの消防なり、府内の消防を攻めに行こうよ」という立場なのです。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　「手をつないで行こうや」と言っていたのに。

○事務局　それなのに断られているのですよ。うちのほうでやれと。

○事務局　うちで責任を持ってやれとか。それは今回の議論とは違いますが。

　まずは、とりあえず府営住宅の中だけでも把握しようということで、一応、調査をしたのですが、やはりその実際にスプリンクラー設備のこの基準に照らし合わせてどうなのかとか、それぞれの物件がどうなのかとか、さすがにわれわれにはわかりませんので、もう少しそのあたりを住宅まちづくり部とも調整をした上で、まずは府営住宅でのそのような状況を解消できないのか。消防に言っていかないと、いけないことはどこなのかということは整理をしないといけないのではないかと思っております。

それ以外に、いわゆる前回の平成２６年度の調査で区分された戸建て型の部分については、もっとわれわれ、実は現状を知らないというところがありますので、もう一度改めて、この年明けくらいに各グループホームの、特に重度の方の割合が高い所を中心になるかとは思いますが、きちんとつぶさに実態を把握しないと、消防とも「このようなところが問題なのだ」というより説得力の高い理論はできないと思っておりますので。

まずは少し、「今ごろ」というご意見もあるかもしれませんが、実態把握をもう一度改めてやっていきたいのと、それと併せて消防部局に、よりこちらの思いをもう少ししっかり。何度も平成２６年・２７年と、２年連続して自治体消防の集りのところではご説明はさせていただいているのですが、なかなかご理解いただけない部分もありますので、もう少し引き続きやっていきながら、お互いが歩み寄ってできるようなところのガイドラインのアウトプットを目指していかないと、ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰが最初におっしゃったように、結局、こちらの思いだけをぶつけてもうっちゃられて終わってしまいますので、それでは出した意味がないですから、そのあたりをもう少し、引き続き頑張っていきたいと思っています。

○ＷＧ長　そうですね。本当に今のお話をお聞きしていると、一番避けなければいけないのは、すでに入っている人の既得権の侵害というか、それはあとから出てきた法令で、ある意味「立ち退け」ということに等しいわけで。それはｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰがおっしゃるように、一般の住宅で「立ち退け」と言った場合は、当然、補償という問題があるでしょうが、それなしに法令で「立ち退け」というのはおかしいのだろうと。

だから何としても守らないといけないということですよね。そのためにはスプリンクラーあるいはそれに代わるもので安全を確保するといったときに、では、市の部分で今お聞きしますと、大阪市のいわゆるガイドラインというか、その案というのが、最小公倍数的にも一番、ハードでまかなえないものをソフトでということでいうと、非常にある意味、一番使うことができるのかなとかつ、今おっしゃいましたが、科学的にも実証されているのですよね。その３分以内とかいうので、実際にこちらのほうがあれなんだと。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　消防庁が決めているわけです。

○ＷＧ長　そこまで根拠のあるガイドラインがあるのであれば、それを例えばですがモデルにして、大阪府のガイドラインという形で一度たたき台を作ってみられて、そうするとこちらは科学的な根拠があるわけですから、それでも「いやいや、スプリンクラーでないといけない。このようにしないといけない」というと、今度は各市の消防のほうがそれでは駄目だという根拠を示さないと。

根拠もなしにそれでも駄目だというのは理屈がつかないので、「どのようにされますか」というようなものを少し作っていってはどうかと思うのですね。加えて、それでもこのような方法というのは、個別に応じて、おっしゃったように消防が指導すべきものであって、では「出て行きなさい」ではなく、「これも駄目、あれも駄目。でもこのように工夫してくださいよ」というのは、その大阪府のガイドラインを越えたまた別扱いのもので、対応をしていくというような流れしかないのかなと。

それをしなければ、確かに平成３０年３月には、大量に、本当に出て行かなければいけないのですよ。

○事務局　そのあたりは、やはりわれわれのそのようなガイドライン的なもの、どのようなものがお示しできるかというのは、今の時点で具体的なところはまだできていないのですが、それを踏まえて、各市の自治体消防と市の障がいセクション、それから事業者とが常にやはり共有していけるような形にしないと、やはり事業者と消防とかという関係だけでは、どうしても力関係とかが出てきますし、やはりそこには障がいセクションも入ったような形で、皆が同じ認識で、ここの施設はこの規定を使って免除をされているのだから、ここの部分が変わるとまた付けないといけないよというようなことが、常に理解をしている状態でないと、この状態はいつまでたっても解決しないわけです。

そのようなところができるような体制を作るところまでいくことができればとは思っていますけれどもね。

その上でやはり、そのガイドラインというのはどうしても最小公倍数、ミニマムな部分になると思いますので、それプラスアルファは、それぞれの自治体で、それぞれの個別の事象に合わせてやっていただくような流れが一番良い形ではないかと。それを何とか３月くらいまでにお示しをして、４月以降、われわれもどこまでできるかわかりませんが、各自治体に協力を求めていきながら作っていくということになるのではないかと思っているのです。

○事務局　たぶん、ガイドラインを作って、自治体の消防に打診し、府内の障がい担当課に打診して、スッとは飲み込んでもらえない。経過措置期間の満了まで１年かけて地道に回っていくしかないかなと。

逆算すると、３月末にガイドラインを作ろうと思うと、やはり年明け１月くらいに消防庁に呼ばれてフニャフニャ言われると。そして素案を作って、２月にもう一度このワーキングでお話をいただいて、最終３月。

その間に、先ほど東も言いましたが、もう一度グループホームの実態を調査するのと、もしあれでしたら、ガイドラインを作るに当たって現場を。やはりグループホームとはどのような状態なのか見ていただく必要が僕はあると思うのですね。それはこのメンバーだけではなく、今後、オブザーバーで参加をしていただくことを願っている府内自治体消防の人も一緒に「見てよ」と。このようなところであればいいでしょうとか、「大阪市の免除規定であれば、ここまではオーケーしているのですよ」ということを、現場を見ていただいて、その上でガイドラインを作って、あとは個別のグループホームで要るか要らないかの判断をしてくださいと、持っていってもよいのではないかと考えているのですが。

そのようにうまくいくかどうかです。はい。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　すみません。もう一つ。先ほどｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰから出た、いわゆるこの違法施設の公表を、本当に慎重にやっていただかないと、今でも地域の中でグループホームができるということだけでも気にされるような状況というのはなかなか変わっていないわけで、そのような地域の中の障がい者に対する偏見、差別を助長するような行為だけは、やはり相当慎重に対応すべきだということについてはくれぐれも。

いろいろと議論をするのはいいのですが、それを無視して「障がい者がこんな所におるから、迷惑なんや」というような話にしかならないし、あと、入所施設の問題もありますが、入所施設にはいろいろな問題がありますが、けれども、そこでしか地域の中で忌諱されて、自治会から「お宅の子、入所施設に入れてはどうですか」というようなことも言われて、入所施設に預けている親御さんも結構おられたわけですよね。

だからそのようなことを解消していくことが前提なので、そのようなことを助長するような行動だけは、いくら消防署だといっても、人権の問題として慎重に取り扱うようには、やはりそこはくれぐれも要請をしておいていただきたいと思うのですけれどもね。

○事務局　本件も含めて、実際に公表に至った経過というのがそれぞれあると思うので、そこをよく見させてもらって、必要であればやはり申し入れ、抗議はすべきだと思います。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　そのようなことをされると絶対ね、「このような所があったのか」というような話で。

○事務局　やっとここまでグループホームを増やしてきて、ここまで来たなと。最初施設のコンフリクトではないですが、反対されて反対されて、ようやく理解を求められてここまできていますので。大阪府下で６,０００人弱がグループホームで生活をしていますから、その方の生活の場を確保しないといかんという気概で頑張ります。はい。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　根本議論からやり出せばそれでいいのですが、それはそれでこれから継続してもらうとして、どこかで見直しとかやはりいるのではないかと思います。障がい者団体の意見を聞いたと言っても、少しわれわれ側の意識とは全然違う反映になっているので、事業者としても利用者としてもやはり不安はあるし、もう少し何とかならないのかということは、皆さんおっしゃったとおりです。

　二つあって、一つは、やはり公営住宅は非常に先導的にグループホームの設置にご貢献いただいたということは大きいので、これを外すことだけはしたくないということです。一応、高齢者と障がい者の住宅審議会の委員をしていますので、そこでも書き込んでいただきました。何かやめるというような話がチラッと聞こえたので。グループホームはやはりこれからもいると。だからグループホームの防火問題は解決してほしいと思っておりますので、どこが考えるのかと思っていたのですが、一応、障がい福祉が考えるというお話なので、そこはわれわれもいろいろと協力もデータも出しながら、良い方法を考えたいと思っています。

　全般の状況ということをｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰに頑張っていただいて、大阪市のいわゆる特例適用なものが非常に広がっているとはいえ、法令があるからということで、頑として動かないところもあると。消防庁はまったく動かないという状況の中で、果たしてどのようなガイドラインになるのかなというのがあるのですがね。

今の法令は法令なので、法令を何とか生かしながら、同時に大阪市特例もうまく使わせていただき、参考にさせていただきながらというような線も探ることになるのだろうと思います。関係しているのは、消防と事業所と福祉の行政機関、それぞれやはり責任があると思うので、どうもお互いがうまく手を取り合っていないというかね、立場を強調しすぎて、一番迷惑を被っているのは利用者だと言われるようになって、そこはやはり責任はきちんと取ってほしいと思っています。

だから、それぞれの立場で何ができるかということをやはり具体的に考えてもらわないと、ガイドラインにはならないですわね。福祉ガイドラインを作っても、消防が違うガイドラインを作っていれば話にならないわけでね。しかも法令をある程度遵守しながら、そして、大阪市特例をうまく参考にさせていただいて。あとでペーパーを置いていきますが、「一応、そのような方向でこのようなことができませんか」というようなことを考えてはきたのです。

○事務局　ありがとうございます。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　概略を言いますと、「区分４問題」というのがあるのですね。これは先ほど言いましたが、非常にあやふやなデータなので、「何で区分４が」と思っていて。たまたまそのようになったというだけの話なので、いきなり評価をしないでくれと。

その代わり、もし、例えば区分４という法令に抵触抵するような問題が起こったときは、消防のほうで大阪市特例を適用できるかどうかまず考えると。それが適用できれば、しばらく猶予させてほしいという話ができないのかということですね。市によっては大阪市特例を適用する市もあるかもしれないので、その場合はそれでオーケーですが、それだけで終わらずに、将来的にそこのホームはさらに重度化する可能性もあるので、計画的にスプリンクラーを導入することを勧めるというようなやり方ですね。ここで消防の顔が立つと。顔というと失礼ですが。

　それから、大阪市特例を決めていなかったとか、やはり駄目ですよという場合がある。その場合も公表をせずに、当面の防火対策を事業所が考えて提出をする。当然、改善計画を出すということで、消防のほうは公表を控えると。同時に地域の自治会などにはきちんと説明をすると。「このようなことで準備をしています」ということでいけるのではないかと。別に公表して追い出すことが本来のあれではないので、積極的に「防火対策をやりなさい」という指導ということなので、何も貼り出さなくても「わかりました」ということでやると。当然、事業者は責任としてそのことはホームページに公開する、自分たちが公開する。市は公開しなくてもよい。消防も。われわれがやると。ということで責任の所在をはっきりさせると。

　そのようなこととか、それから、事業者側も今、火災が起こると逃げる話ばかりなのです。防火に対してもっと全力を尽くすということを徹底してやらないといけないと思っています。それは事業者側の責任として火を出さないと。煙草とかたこ足配線とか、それから防炎品とか防炎製品かな。それらの導入とか、やはり、全力を出しますと。それから、自治会とも連携をしますとか、そのようなことをやはり積極的にやるような指導をしてもらうということもいると思いますね。

　それからあとは福祉のことですが、問題になるのが、皆さんおっしゃったように「さあ、いきなり区分４になった」と。「補助金を申請したら来年や」と。これはどのようにするのかという話があるのですが、やはり速やかにやらないといけない場合もあるのですね。そのときにお金をどのようにするかです。そこはやはり法人の経営状態を見てもらって、自己資金でできるものは「自己資金でやりなさい」と指導する。駄目ならば、しんどいという場合は、やはりどこかお金の補助金、担保を残しておくのですよ。そして、「来年まで待て」というのではなくて、何か工夫してどこか基金を設けてつくるとか、それか一定、無利子で貸し出すとか、国庫補助の来年度エントリー制を引くとか、そのようなことをしてお金を出して、すぐに安全対策をとるとか、そのようなことを何かやってほしいと思います。

　そのようなことをお互いに飲み込むことができるのであれば、将来的に重度化するとか多様化することがあれば、安全対策に力を入れるのは法人もやぶさかではないので、やはりきちんとしたバックアップなり理解があれば、全体が安全に推移していくのではないかということ。そのようなガイドラインを少し作ってきましたので、参考にしていただければ。

○事務局　ちょうだいします。ありがとうございます。

○ＷＧ長　はい。ありがとうございます。そうしましたら、次は消防庁の協議を経た上で、今の協議会で意見などを聞いてということですね。

○事務局　たぶん、年明け一週目くらいに一度呼ばれると思うので、それに行って。それで、先ほど少し言いました、府内自治体消防を回りたいのです。「このようなことを大阪府として考えているので、意見を聞かせてください」というのを踏まえた上で、ご相談をさせてもらおうかと。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　こちらの情報では、１月１６日（平成２９年）に何か大都市を。

○事務局　うちも消防保安課が呼ばれている。大都市消防で。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　大都市消防、４都市が呼ばれているらしいのですが。

○事務局　それとは別なのではないでしょうか。僕たちのそれとは。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　民泊だけの話になるのではないかというように聞いているのです。この課題が取り上げられるかどうか、もう少し事前にはわかるのですが、やはり最終的には国が何かしらの通知なりを出さない限り、大阪府はガイドラインを作ってもやはり乗ってこないのと違うかと。

○事務局　もうはっきりと、そのように言っておられる自治体消防があります。大阪府が何と言おうが、「うちは大阪府が何と言おうが、一ミリも動きません」と。消防庁が何かを出さない限りは、もう一切、聞く耳を持ちませんという市の消防もあると。

○ＷＧ長　それが一消防の長の判断だけでそれが言えるのかということは、どのようになるのでしょうか。一部局で考えると、片一方で出て行けということに対して、その消防のトップが、「大阪府がどのように言おうが」という発言で済んでしまうものなのでしょうか。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　消防というのは現地確認がベースになっていますので。

○ＷＧ長　そのときの感覚として、担当者がそれを施設で見てしまうのか、ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰもおっしゃるように、住宅で見るかで、判断基準が全然違ってくることが怖いのです。

だからもう、刷り込みではないのですが、「これは家やで」という目で見てもらわないと、「施設や」という目で見られると「何だ、これは」ということで、逆に絶対にまかりならないということになってしまうし、「家や」という目で見ると「そりゃ、一般の家でこれ以上これをするのであれば、ソフトで」と。人間とは結構、そのように怖いところがあるので、どちらの目で消防の人に認識してもらうかが鍵を握っているという気がしますね。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　どなたでしたか。消防は、人などはあてにならないと言っておられたね。人などはあてにならない。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　そう。設備がすべてなのですよ。消防法令は全部、設備構造。だから唯一、出てきたのが２３１号通知の４対１の体勢。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　ああ言っても、こう言っても、なかなかね。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　「住まいや」というのはさんざん言ってきてもね。「今、自分の家に一回、付けてみろ」なのですよ。パッケージ型も含めてね。いきなり、どのようなものか付けてみろ」と言いましたが、それでも全然、法令はそのようになっているのだからと言って。今、北摂あたりが一番固くて、「国が何かを出さない限り、もう一切何も見直すか」と言っているのが今、北摂ですね。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　そうですね。だから先ほど言われた根拠もない。消防に示せと言われると、法令と言います。実態を示してもね。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　そして現場の人はね、割と下のほうのクラスの人は「これは無理やろうな」とは言ってくれるのですよ。

○ＷＧ長　たぶん、責任問題のようなものが少しチラつくのでしょうね。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　もし火事があって、消防の責任、上のほうが問われることになるというようなこともあるので、「もうやめておこう」という、そのような力が一番働いているかなと。

○事務局　３２条の特例というのが、「消防署長の責任において設置を免除する」ということになりますので。

○事務局　一応、法令に書いてある。原則は付けなさいだけれども、施行令３２条で、各消防署長が判断をして「ここは免除をしてもいいよ」と書いてあるので、それの一歩が踏み出せない。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　大阪府の消防は「何もよう言わん」と言ってきたのですが、この前１１月（平成２８年）２２日に、初めて「これからえらいことになりそうなので、少し考えてくれ」というのを初めて出したところで。それもせっついて、せっついて、ようやく出したのですけれどもね。

○ＷＧ長　もちろん、今の時点で、各自治体の消防が、法令が変わらないことにはガイドラインだけでは動かないというのは一定の理解はできますが、それでもわれわれは、少なくとも今、大阪市の根拠あるガイドラインのようなものがせっかくあるわけですから、それをベースにして、１月の消防庁との協議を踏まえて、大阪府としてのガイドラインをお示しし、それで協議に入って「何が何でも転居することのないように、この１年の間で動いていきましょう」、くらいしか落とせませんよね。法令まで改正しろというのはちょっと難しいかもしれないので。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　消防庁も大阪のこの集りを気にして、「あえて何を出されるのだろう」ということなので、このようなものを出すからそれに対してお墨付きみたいなものを。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　防火対策とかいうのは、大事なことなので、別に無視をすればよいと言っているのではなくて、実態に合って、どのようにすればよいのかということを逆にきちんと指導してくださればよいことだと思うのですよね。

だからそこのところが、何か人が頼りにならないとか言っても現実にね。どのようにすれば防火対策が進むのかということについては、引き続いて指導をしてもらえばいいと思うし、そこはｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰがおっしゃるように、事業所側も強化をしていかなければいけないのは当たり前だと思うのですが。

何かそれ機械的にね、やった上に、地域から「何やねん」と言われるようなことになることだけは、絶対に避けてほしいと思うのですね。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　一番、引き出すことができればと思うのが、やはり少人数のグループホームで、家庭的で、避難支援体制が４対１とかあって、避難時間が短い。規定以内であれば、「免除が考えられますよ」というような文言を国から引っ張り出すことができれば、それとセットで、このガイドラインが大阪市特例をベースに出すことができれば一番ベターかなと思うのですが。

○事務局　その避難時間はたぶん、市町村、消防署の数によって違う。各市町村に若干のバラつきはあるけれども、一定であれば、やはり安全性を確保しているので免除は可能だというような形が一番僕はよい制度案だと思うのです。

大阪市のものをそのままスライドして、大阪市だと３分以内で避難オーケーだと○だけれども、もう少し田舎だと、３分では厳しいかもしれない。そこは少しアレンジしてもらえばよいのではという気がしています。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　府営住宅のほうは、ぜひね。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　２、３人しか住んでいないでしょう。各住戸、最大でも。それで、近くにすぐ出すことができればそれでよいですよね。鉄の扉があっても、本人さんがフリーズしてしまえば逃げ出すことができないわけだから。それよりも人の体制でしょうと言っているのですが。

○ＷＧ長　ほか、委員からご意見とかございませんか。よろしいですか。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　あと一つだけ。消防署とどのようにやり取りをするかなのですが、緩和とか免除とかいう言葉に、ひょっとするとアレルギー反応を持っておられるかもしれないので、違う言葉で「より協力をして良いことをしよう」というくらいにしておいたほうが。内容は一緒ですよ。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　「何で大阪市の真似をせなあかんねん」と思っておったり。

○事務局　消防と談義をするたびに、「スプリンクラーと同等の安全性が確保できるのであれば、免除を考えましょう」と。それは今、消防署が示したこの範囲を越えたものはないはずだと考えている。あれば教えてと。はい、すみません。

○ＷＧ長　そうしましたら、時間もありますので、１つ目の議題に関しましては、ただ今いただいた意見などを踏まえまして、今後、大阪府で検討を進めていただければと思っております。よろしくお願いします。

　それでは、議題の２番に移らせていただいてよろしいですか。それでは、議題２ですが、「施設入所者等の意向調査の実施について」ということで、こちらもまず、事務局からご説明をお願いできますでしょうか。

○事務局　それでは議題２につきまして、資料３以降の資料を使いましてご説明をさせていただきます。

　資料３をご覧ください。資料３の（１）に「現状と課題」がございまして、大阪府におきましては、施設入所者の意向調査は、平成１９年と平成２３年に実施されて以降、行われておりません。

第四期障がい福祉計画では、施設入所者の地域生活移行者の目標数を７４６人としておりますが、計画期間中の達成は難しい状況にあり、その要因について分析が必要です。市町村に伺いますと、これまで府内の入所施設からは、地域生活移行を進めてきた結果、現在の入所施設にはより重度の方が入所されており、地域生活移行は難しいとの声も聞きますが、施設入所者がどのような暮らしを望んでおられるのか、きちんとした把握ができていないこともあります。

　本来、施設入所者等の意向把握は、援護の実施市町村が行うことが望ましいのですが、市町村ごとに調査内容や実施方法、実施時期等が違うと、調査に該当する事業所において大きな負担となることが考えられます。そこで今回、第五期障がい福祉計画策定も近づいていることから、大阪府が今回の調査を行いたいと考えております。

　（２）「調査の目的・実施方法」でございます。調査を実施いたしますと、「施設を出されるのか」と受け取られる利用者さんもおられるかもしれませんが、決して今の暮らしを否定するものではなく、あくまでも意向を把握するものと考えております。その中で、「地域で暮らしたいと思っている利用者がどのくらいいて、必要な支援や課題は何なのか」を明らかにしたいと考えております。その結果を、大阪府および市町村の第五期障がい福祉計画等の必要な施策に反映させてきたいと考えております。

ここで説明をいたします調査項目等の内容で十分かと言われるとそうではないかもしれませんが、本議題の調査を基礎資料として、市町村で共有し、さらに必要な情報が欲しい場合は、各市町村の調査等で補っていただきたいと考えています。

「実施方法」といたしましては、府内の入所施設に調査票を送付し、本人または事業所の職員が聞き取り等で記入をしていただくと。また、対象事業所ですが、（１）にあります、障がい者支援施設と宿泊型自立訓練施設を考えております。宿泊型自立訓練施設に関しましては、利用期限のある事業所なので、契約期間が修了すれば退所されているとは思いますが、宿泊型自立訓練の利用者について意向等を把握する機会がほかにないことから、今回加えております。

　資料３の裏面をご覧ください。調査項目としまして、「本人への質問」、「本人を支援する方への質問」、「事業所に対する質問」の大きく３つに分けております。「本人への質問」と「支援者への質問」の中身に関しては、資料５を参考にご意見をお伺いしたいのですが、特に「支援者への質問」で、「地域生活は可能かどうか」を伺うところについてご意見をいただければと思います。

事務局としましては、地域生活への移行が可能と判断する基準としましては、現状のサービス提供体制で考えていただきたい。住まいの場さえあればよい方については、可能に含めていただきたいと考えております。難しいと判断される方については、現状のサービス提供体制において高度な専門性が必要な場合など、必要な支援が提供されることが難しい場合を考えております。

ただ、可能かどうかの判断は、非常に意見が分かれるところでもありますが、現場のご意見を伺うことで、資料の下のクロス評価としましておおよそ６つの分類ができるのではないかと考えております。本人の思いと支援者の評価を区別して、例えば、この表のＡであれば、積極的な地域生活移行の支援が必要でしょうし、Ｂであれば、現在の生活を継続しつつ情報提供は行う等、それぞれで課題や必要な支援が見えてくるのではないかと考えております。このようなアウトプットを想定し、調査票の質問内容や先ほどの地域生活が可能かどうかの判断などの記入上の留意事項について、ご意見を伺うことができればと思います。

　資料４をご覧ください。最初に触れさせていただいた大阪府が行った意向調査の概要でございます。平成１９年の調査の特徴としましては、対象施設として長期に入所の予想をされない施設と府立施設を除き、大阪市が援護の実施者となっているものを除いていること。また、調査票を送付し、各施設で記入していただいた上で大阪府の職員が各施設を訪問し、聞き取り等を行ったところです。

平成２３年の調査は、入所施設に限らず、グループホームや日中活動系事業所にも調査を行っておりますが、本人の意向を伺うというよりも事業所としての取組みの把握が主となっておりました。だから、この表の下の調査結果は単純な比較は難しいのですが、少なくとも地域生活移行の支援が必要な方がどのくらいおられるかは把握できるのではないかと考えております。

今回、実施をしようとしている平成２９年に実施予定の調査では、府内８５の入所施設と１３の宿泊型自立訓練事業所が対象になります。調査対象者数は、時点やデータの出所は違いますが、施設入所者がおよそ４３００人、宿泊型自立訓練事業者が１４３人となっております。裏面のスケジュールをご覧ください。平成２９年が第五期障がい福祉計画の策定年であり、平成２９年度の上半期にはニーズ調査等を踏まえた成果目標の数値等を決めなくてはなりません。

そこで市町村が本調査を第五期計画に反映させるためには、お示しをしておりますスケジュールのように、今年度、平成２８年度内には調査を実施し、市町村に調査結果をお示ししなければいけないと考えております。調査期間は２カ月としておりますが、入所者が多い事業所や聞き取りなどに時間を要する利用者が多い事業所においては、２カ月では短いかもしれません。

　資料５をご覧ください。こちらは、今回の議題の意向調査を行う際に具体的な調査内容がわかったほうがご意見をいただきやすいと思いましたので、作成いたしました。ですので、この調査票をこのまま使うものではなく、たたき台にしていただければと思います。

　事務局としましては、できる限り設問数や選択肢は少なくしたいと考えておりますが、簡素なものになりすぎても資料として活用できないものになりますので、このあたりも具体的な意見をいただければと思います。参考資料４、５としまして、平成１９年と平成２３年の調査票を付けております。

以上、「施設入所者等の意向調査について」説明をさせていただきました。委員の皆さまからは特に調査の対象者、調査項目、スケジュールを含めた調査方法につきましてご意見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ＷＧ長　はい。ありがとうございました。今日は本当に、たたき台を決めて「このような項目を聞いてはどうか」、あるいはその文言に関してもそうですが、ご意見をちょうだいすることができればと考えたいと思いますが、いかがでしょうか。

ほぼ、１０年ぶりというか、平成２３年を考えなければ１０年ぶりに大阪府としての調査ということですよね。これは、市がバラバラにやるということよりもはるかに効果があるというお考えだと思うのですが、大阪府が今回、このような調査をするということに関しては特にご異議はございませんか。よろしいですか。

　そのようになってくると、内容だとか、今回は特に地域への移行とかそれらの阻害要因ということに焦点化した調査と聞いておりますが、その前提でざっとご覧いただいてご要望とかご意見ございましたらお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　大阪市では、何年に１回だったでしょうか。５年に１回の基礎調査のときに、毎回施設入所者全員に対しても送付してきておりまして、そこでまたいろいろと聞いているのです。そこから少し意見としてなのですが、資料５の１枚目なのですが、問５の入所期間とあるのですが、これが施設を転々としておられる、あるいは児童施設から成人施設とかといった場合、その年数も合わせて、もしよければわかる範囲で聞いていただきたいと。各施設との通算入所。

○事務局　最初に入所されたときからとか。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　間に家に帰っておられる場合もあったりするのでややこしいけれども、これまでの入所の期間というのがわかると、その人の地域生活の経験度合いも大きく絡んでくるので、小さいときから施設に入っていると。それを併せて聞いていただくと。

○事務局　切れ目なくは聞くことができると思うのですが、間、在宅に帰ったというのは少し切れてしまう可能性がありますね。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　はい。

○委員　入所期間に関しては、入所の待機待ちでショートでしばらくおられたり、そのような期間もあるのではないかと思います。１年間ショートで待って、正式に入所など、そのような場合もあるのかなと。

○事務局　待機中をどのようにするか。

○事務局　そのあたり、施設年をご本人に聞いて、どの程度ご回答いただけるのかということもあるのですが。「今の入所がいつから」というのは、わかりやすいかなと思うのですが。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　しかし、施設の職員が回答するのでしょう。

○事務局　であれば、大丈夫ですかね。それはだいたいわかられるという設定で。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　最近はどのようなのかな。何か、昔の情報が全然入ってこないからね。

○事務局　入所期間が長い場合に、前の転々とした情報を。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　履歴のようなものは把握しておられないのでしょうかね。施設は。

○事務局　どうでしょうかね。

○事務局　だいたいしています。何かあったときもやはり新しく入れ直しておられると思うので。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　できれば待機中も含めて把握してもらえれば。

○一同　待機中は難しいですよ。

○ＷＧ長　これは逆に市町村の課題として、その在宅調査の中に含めていただけるとありがたいかもしれませんね。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　ロング・ショートのこともあるから、そこがなかなか把握しにくいのですよね。

○事務局　ロング・ショートという言葉はあまり使いたくない。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　使いたくないといっても、実態があるではないですか。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　問８、問９というのは、「誰と暮らしたいか」、「どのような生活をしたいか」。これはもちろんこれを聞くのはいいのですが、やはり長期入所者にとってはなかなかイメージができないというのがありますので、「わからない」、「イメージできない」というような項目や、「友達や仲間と暮らしたい」、「グループホームなど」というような表現とか少し。

それから、問９でも「今の日中活動と同じことがしたい」というのは、そこでではなくて「同じような場に通いたい」という意味ですよね。そのあたりの細かいところと。あと、「外出の頻度」というのを大阪市がよく聞いてきたのですが、やはり外出がどのくらいできているかというのは、やはり本人の地域のイメージというか少しそのようなものにもつながるのかなということで、個人単位での外出が週１回、月１回、半年に１回とかそのような頻度ですとか、施設の取組みの外出でどのくらいなのかとかいうような項目を加えていただければということですね。

　あと、少し気のついたところをざっと言ってもよろしいですか。

○事務局　はい。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　問１０は、「身の回りのことを支えてくれる人」というのは、これは介護や支援ですかね。

○事務局　そうですね。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　はい。少しはっきりと書いたほうがよいのではないかと。そして、「不安」では、あと、家族の反対というものがあると思います。あとには出てきますが。「家族に反対される、心配されるから」ということとか、「その他」という項目を付け加えてもらえればと

　問○○になっているけれども、「いつまでに今とは違う所で暮らしたいですか」。これはイメージできるのかな。これは聞いたほうがいいのでしょうか。

○事務局　これは、参考にさせていただいたのは北海道で調査された項目で、今回、宿泊型自立訓練とか訓練系の事業所にお伺いするので、ご本人が答えられる可能性もあるかもしれないという。ここ、「○○」としているのは、含めるかどうかということを悩んだ部分もあるので、知的で重度の方であれば、１００％イメージはしにくいかと思うのですが。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　これ、「すぐに出たい」といっても本当に出ることができるような状態だとか、これはあまり聞いても意味が取れるのかなということ。

　それから、１２番、１３番ですが、１２番の「今、入所されている理由」としては、「介護や支援の面で不安がある」とか「医療との連携で不安がある」とかいうような問題ですとか、あと、収入の面でやはり生活費とかの問題で入所されている内容かなと。１３番も、「グループホームの数が少ない」とか、受け入れられるグループホームが、やはり重度の人はグループホームは無理だという感じが割と広まってしまっているのですが、そのようなことはなかったりもするので、「重度の人を対応できるグループホームがない」とか、そのようなことを入れておいてもよいのではと。

　あと、できない、難しい理由だけを聞いているのですが、逆に「どのような支援・環境があれば地域移行は可能か」というような項目は設定いただければと思います。そして、「十分な支援や介護があれば」とか「グループホームがもっとあれば」、あるいは「重度の対応ができる」とか、あと、「バリアフリーの住宅」ですとか、収入面、「生活保護の活用」とか「医療的ケア・医療との連携、家族の理解、相談支援」とか。あと、「地域生活の体験」とか「外出や宿泊の体験」のようなものも入れておいてもらうと。

○事務局　ここの項目を列挙したほうがよいですか。それともフリーで書いてもらうほうが。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　いいえ、項目はある程度列挙してもらって、「その他」でも書くことができるようにしておいてもらって、だから、「ここがあるからやはりこのような改善が必要だ」というのを導き出すためには、やはり何が必要なのかというのは入れておいてもらえればと思います。あまり細かくなりすぎるといけないので、ある程度、

○事務局　くくってやらないと、選択肢があまり多過ぎると答えにくいと思うので。そしてそれで「その他」も少し置いておくと。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　はい、そうですね。

○ＷＧ長　ほかにございませんか。

○委員　この調査、聞き取りをするのは、施設の支援者ということになっていますよね。これは、支援する側としてというのか、施設側として「よく知っている」といっていただくのはとてもありがたいのですが、それが職員だけになってしまうことへの不安は、やはり正直あるのです。

というのが、やはり見方は一つになってしまいがちなので、大阪府の方が来られるかどうかはおいておいたとしても、何か別の方。その施設だけに任さないような調査の仕方のようなことは難しいのでしょうか。

○ＷＧ長　たぶん、４０００人といってしまうと、施設にお任せをしないととんでもないことになる可能性がありますね。

○委員　そうですね。ただ、そのそれぞれの施設の考え方というのがあるので、ある程度、せっかく地域移行といって「地域での生活」を望んでいるかどうかということを調査するのであれば、大変なことはよくわかっているのですが、何か方策はないかなと。

○委員　施設の利用者さんはかなり重度化してきていると思います。自立支援法になって入所要件が区分４以上ということになったこととか、グループホームが増えてきたこととかということもあって、やはり重度の方が増えてきていて、なかなか意思表示が困難な方が多い中で、職員の判断によって偏りが出てきてしまうのかなという懸念はありますが。

○事務局　そこでクロス評価をしたときに、資料３の裏面で偏りが出る。平成１９年の調査でも、本人が移行したいと思っている。実はこれ自身、職員と一緒に作られたとは思うのですが、「情報があり」となっているのが８６なのですね。２６９４人中８６人。これは数で見ると少ないとは思うのです。

今回もクロスしたときにこの意思表示が難しくて、職員の方も「地域生活は少し難しいな」と評価された方が、まず、どなたかがわかる。そこからなぜそれが難しいのだろうという入り口にならないかなとも思っています。委員がおっしゃるように、本当に悉皆調査をしようかというのも事務局では言っているのですが、やはり数もあるので。ただ、基礎データとしまして、ここをつかんだ上で今度、市町村とどのような仕掛けができるのかというところの入り口にならないかなという。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　支援者の項目に加えられればと思うのですが、今の計画相談を施設がやっておられるのか、外部事業者がやっておられるのかとかはどうなっているのですか。

○事務局　事業所への質問のほうでそこは立ててもよいという感じで。

○ＷＧ長　たぶん、感覚的にパッと見てできるのは、もうこの４ページ物ですよね。もう、これを超えてしまうと、たぶん「これを全入所者にするのか」と。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　それはあまりにも多すぎる。それはよくわかります。

○ＷＧ長　その中にどのくらい盛り込むかというところですね。「外出頻度」。先ほど出た部分などはもう、ご本人というよりも支援者への質問項目の中に１個ポッと入れても、その方の支援記録を見れば書くことができるところかもしれませんね。支援なしにボランティアさんと外出しているという場合はあるでしょうが。

　委員のおっしゃった部分は、事前に少し、今日、大阪府の方とお話をしたのですが、調査に当たって施設に今回の調査の意図を少しお話しされるとか、ご予定があるのですかね。そのときに「決して、施設そのものの否定をするものではない」と。でも、これを機会に今一度、自分の利用者さんと少し向き合ってみて、どのような思いかというのを普段の支援とは別に「ちょっと聞いてね」という、そのようなスタンスを取ってはどうだろうかと言って。

そしてその結果で、皆さま方にきちんと聞かれる所もあればそうではない所もあるかもしれませんが、その４０００人という統計の中に入ってきてしまうと、ある程度薄まってくるとは思うのですがね。

○事務局　たぶん、施設によるトレンドも出てくると思う。傾向が。

○ＷＧ長　そうですね。それはまた、市町への情報提供とともに「あなたの施設からの回答結果はこうでしたよ。全体としてはこうですよ」というのを、それをどのように判断するか。

○事務局　そこは違うような傾向を示した施設には悉皆で、大阪府の職員がもう少しお邪魔するとかということは検討できるのではという。何しろ、私ども何も今、データがないのですね。

　うちのグループで、精神科病院からの長期入院患者の退院と施設入所者の地域移行と両方やっているのですが、精神科病院は毎年調査をやっているのですね。全入院患者を。だからそのデータはいろいろ分析とかできるのですが、施設入所者は残念ながらない。

　最近のトレンドとして、全国的に地域移行数が下がってきている。ただその中で大阪はまだ頑張っていただいているのです。皆さん、市町村なりに施設にちらっと聞くと、やはり委員がおっしゃったように重度の方が増えてきている。地域移行できる方はもうほとんど地域移行をしていただいたことが聞こえてくるのですが、果たして本当にそうなのかどうかというデータがないので、それをまず聞きたいというのがあります。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　意識調査というのは別項目で、聞くこともできるのですか、施設長さんに。例えば地域移行をどのくらいやっているのかとか、どのあたりで地域移行がしんどいと思っておられるのか、地域と何か連携、このようなことができればいいなとか。

○事務局　一応、事業所への質問という項目も立てようと思っています。そこで地域生活移行の課題という、今かなりざくっとしたものは考えています。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　実際、どのくらい取り組んでおられて、どこがしんどいかというようなものを出してもらって、僕たち地域からもどのように連携をすればよいかというものが見えれば。

○事務局　ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰがおっしゃったように、単純にグループホームがないなどということもあると思います、実際に。そのあたりはこの事業所への質問のところで、「事業所・入所施設としては取り組みたいのだけれども、地域の体制が揃っていないではないか」というところでの。

○委員　実際のところ、入所されるときに本人さんが望んで入所される場合というのはほとんどないと思うので、家族の意向で入所される方が大半だと思います。地域の移行に関しても、結構、家族さんの意思というか意向というのはかなり強く働いているのだろうなということは思います。

○ＷＧ長　それはやはり、いずれかの時点で「そうなんや」というのは皆で共有していくべき問題なのでしょうね。だから、ご本人さんの意向を確認するためにどのようにすればよいのかという、次につながっていくというものを出しておくということは必要かもしれません。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　一つは本人の、この本人の質問項目では、私も成年後見でそのようなかなり重度の知的障がいの方、入所施設の方のバックアップをしたりしているのですが、地域移行というイメージがやはり、本人はわからない。ずっとそこの生活しかなくて、そうすると、この問８というのは非常に難しいのと、問９もこれ、何か。こちらの意向のようなもので項目ができているように思う。

一番多いのは、自由な暮らしがしたいというようなものがとてもはっきりしているのですよ。もう、好きに暮らしたい。そのような書き方ももう少し。やはり、入所施設ではとても管理されているというようなイメージを持っていたりとか、例えば、缶コーヒーをいくらでも飲むことがいいのかどうかわかりませんが、「缶コーヒーを１本しか飲ませてくれない」とか、そのようなことが出てくるのですよ。だからここを、もう少し答えやすいような選択項目というか、本人の意思をどのように尊重していくのかというところの選択項目を工夫していただかないと。

「仕事がしたい」とか「働くための訓練を受けたい」とかと、これが言えるくらいであればもう、地域移行をしておられますよ。

○事務局　そうですね。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　だから、そうでない人が多いのではないかということを想定するのであれば、もう少し。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　最初に書くと、働くことができる人しか出ることができないというイメージがついたりとかね。

○事務局　順番はあるのですかね。やはり。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　それともう一つは、この支援者への項目というのは、職員のことなのですかね。職員なのですね。

ただ、その「家族の反対」とは、先ほど言ったように「家族が」というその反対の理由のようなものがもう少しね。家族は家族で、もうこれ以上、やはり体力的に支援はできないのだということもあって、「頼むから置いておいてくれ」という人もいるだろうし、家族の反対をこのように十把ひとからげにしてしまうと、何か家族だけが悪いというような雰囲気になってしまうと思うのですけれどもね。

何かそこの中に課題があるのではないかということと、もう一つは、私どもがよく聞くのが、逆に地域から自治会長が訪ねてきて「お宅の子、大変でしょう。入所施設へ入れられてはどうですか」というような。要するに地域でいろいろな、公営住宅の２階から飛び降りて「わあ」とか言って、地域で「この子、何やねん」というようなことでトラブって、入所施設に預けざるを得ないというような状況になっている人たちもいて。

もう一方では、グループホームといいますか、これも相当地域の中でのことも含めて、やはり地域の状況というのがね。地域から孤立化させられて、もうそのような所に預けざるを得ないという状況の人もやはりいるので。今、それこそ大阪府も進められるかもしれませんが、「我が事・丸ごと」とおっしゃるけれども、きちんと障がい者の受け止めを地域的にできているかという条件のなさも含めて、そのようなところへ行かざるを得なかったという人たちもあるのではないかというように思うので、何かそのあたりのことがもう少しわかるような課題整理をしていく。

入り口といっても、移行する人については結構、努力をしてきたと思うのです。だいたい聞くと、「もうこれ以上は」ということも私どもはよく聞くということと、もう一方で心配なのは、表には出ていませんが、入所施設待機希望者というのは、家族の中にはたくさんおられるということですよね。それが先ほど「聞きたくない」というロング・ショートも含めて、そうせざるを得ない状況があったりしているという。そこのところがなぜそのようになっているのかということも把握しないと、単純に地域移行と、そのようにうまくいくわけではないのではないかと思います。

○事務局　意向調査。最初に事務局から説明をしましたが、大阪府として基礎となる調査項目が今、ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰがおっしゃったような家族の反対。どのような反対なのかというのは、むしろ大阪府ではなく市町村の調査項目に織り込むべきものなのかなという質問ですね。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　私どものところは、家族の方々も構成員に結構おられるので、何か家族だけが悪者のような言われ方をするのが。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　僕たちも地域移行でよく家族から言われたことが、やはり「今さら帰ってきてもらっても困る」というのが一番多くて、「もう家には帰しませんよ。こちらで生活をつくりますから」と言って、そうなると「支援体制や介護はどのようになっているのか」、「こうなってこうなっていますから、ずっとこのままで暮らすことができますよ」といって安心してもらうことが多かったのですが。

○事務局　ご家族で支えないといけないというイメージがあるので、「帰ってこないで」ということになるということ。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　そこが多いと思います。

○事務局　そうではなくて、いろいろなサービスを組み合わせて、このような。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　もう二度と家には帰らないと。もちろん、遊びに帰るのはよいけれどもということで、頼りに帰るのではないというのはもうかなり言っていますが。そのようなくらいであれば聞けるのか、あまり項目を増やすといけないのか。どうでしょうか。

○ＷＧ長　そこのバランスだと思いますね。先ほどの部分の反対に、確かに居てもらうと困るというマイナスの反対とともに「施設こそが安心だ」という。ある意味、誤解ではないのですが、愛するがゆえに施設へという場合もありましょうから、その反対というのは、必ずしもマイナスイメージだけで取らずにそれを掘り下げるというのは必要かもしれませんが。

そうなると、今度はページ数との関係があるので、そのあたりまた、今日出た意見も含めて調整をしていった上で、最終的に大阪府として取る、取らない。取っていない項目を、例えば、市として「ではここはもう少し突っ込んでいこうか」ということは考えてもよいのではとは思うのですが。

委員、これは大阪府としてこのベースの部分だけを取る、全体として取るという部分は、特に市町として困ってしまうとか、そのようなことは。

○委員　そのようなことはないと思います。これで出て、理由、第五期障がい福祉計画の中に出てきた部分、大阪府が取りまとめていただいた部分で、あともう一つ細かい部分を市のアンケート等で把握していくという方法のための部分かなとは思っています。

○ＷＧ長　はい。ほか、たぶん、今日帰ってぱっと見ると、やはり先ほど言われたような項目、具体的には例えばどのような設問にすればよいのかというのを、もう何日か猶予をいただいて大阪府に返していくというのはありですか。ほか、どうしても今日、この場で「これは付けておいてよ」というのがあれば。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　この調査のあとの見通しなのですが、前から言っているように、各施設の人と実際に相談支援とか市町村に会いに行くとか、そのようなことも考えていただけるのかどうか。

○事務局　とりあえず、どのような結果が返ってくるかです。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　どのような結果になるかな。このワーキングはもう、計画されるのですか。

○事務局　ワーキング自体は計画します。

○委員　ただ、アンケートを取って、労力をかけて事業所はたぶんするので、それがどのように、生かされるものであればやはり頑張ってというか、協力をしてもらわないとできないことなので。

去年、豊中で、それは事業所向け。豊中が援護の実施者入所施設あてのアンケートを取ったときも、やはりそれは返していこうと。そうでないとやはり回収率も悪くなるし、何のためにこれをやっているのかがわからないので。あとで訪問もしたりとか、それで６０％くらいの回収率を得たので、それは見通しというのが大事かなと。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　この前も基礎調査をやっておられるし、それもいっていますよね。何回も本人は聞かれる割に「何の生活も変化ないやないか」と思っておられたりもするので。大阪市はよく調査のための調査をやと、あと何もしないということになったりもするので、そのようにならないように、ぜひ、お願いしたいと。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　施設職員に聞かれたら、職員が求めるような回答をする人がやはり多いのですよ。だから本当は第三者か何かがインタビューに行くとか、そのような形のほうがよいとは思うのですね。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　皆で行きましょうか。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　大変ですよ。本音を聞きだそうと思うと。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　移行希望のある人などは、順番に回って行けるのであればぜひやりたいと思いますが。

○ＷＧ長　返ってきた答えそのものよりも、その理由も含めて聞いて、それをどのように分析するかというところにかかっているような気がする。

この会が始まる前に申し上げたのが、松山市が面白いことをやっていて、「将来、どこで暮らしたいか」。その次に理由をかぶせて聞くのですね。そしてその理由に対して、「いやいや、これは、この地域を少し変えていけばいけるではないか」と。

それから、この人が施設で暮らしたいというこの理由に関しては、必ずしも真の声ではないのだろうなとかいうような、この回答そのままの数字とは違って、「そこからどのくらい、本物を考えられるのか」というのは十分可能なので、少々支援者の回答によってバイアスがかかったとしても、あとはそれを分析するやり方というか、解釈の仕方に結構、寄りかかってきたりしてね。何か私の記憶では、身障の６割、知的の４割、精神の８割が地域で暮らしたいというか、施設を積極的にという方ではないという、いわゆる厚労省（厚生労働省）の１５％では留まらない数字になったりとかというのもあるので、１回やってみてというのは思うのですよね。

　これですが、１月末くらいにはもう調査票を確定して、施設に説明をして「頼むで」としてやって、２月、３月で調査をかけてという，滅茶苦茶ハードですね。ということは、今日が２７日だからお正月の間に考えてもらって、どのくらいですか。大阪府にそれぞれの委員、オブザーバーから意見を。「このような項目はどうですか」という意見を出してもらうのは、だいたいいつごろをリミットで皆さま方にお伝えしたらよろしいですか。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　今日、言った意見は返してくださるのでしょうね。何かこう、入れてみましょうといった。

○ＷＧ長　このような意見が出たということをね。

○事務局　いただいた意見を加味して案を作って最終、中旬を目途くらいにご意見をいただければ何とか間に合うのかもと。何しろせっかちなもので、私。すみません。スケジュールをひきましたが。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　すみません。もう一つだけ質問なのですが、これは大阪市のときもｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰと一緒に聞いて結局駄目だったのですが、府外の入所施設に行っている人のフォローというのはできますか。それはもう全然考えていませんよね。

○事務局　今回、例えばどのような切り口でいくかなのですよね。施設に着目しようということで、府内にある施設に入所している人をターゲットに考えました。逆もあるのですよね、当然。府外の施設に行っている。それでいくと、援護の実施者から行かないといけないのです。あなたが援護の実施者、府内の市町村が援護の実施者になっていて他府県に行っている人の調査をしませんかと、市にうちが投げかけないと、たぶんそれは実現しない。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　あれ何か「つかまれへん」と、市は。

○事務局　つかまらないことはない。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　大阪市はわかりませんねん。今、民民契約とかいってね。そしていったん施設にいてほかの施設に行ったら「もう、つかまらない」とか言ってね。結構、大阪市内は福井県が多かったのですよ、一番多い。他府県に行っているのはね。

○事務局　援護の実施者で支給決定を打っている限りは、どこへ行ってもつかめる。つかめないとお金が払えないので。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　大阪市は多いから面倒くさがっているのかな。

○ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　かなり言ったけれども。

○ＷＧ長　あとこれは、例えば、生活保護課とかが動くとかございませんか。例えば救護施設などは、たぶん９割くらいの方に障がいがありますよね。その方の地域移行というのも、結構この市町村が地域移行数を出していく上で大事なことかもしれない。それはもう市町村から救護施設のほうへ掛けてもらうしかないかなと。

○事務局　私、前に救護施設を担当していたのですが、これがまた、その施設の偏在がいろいろあるのであって、大阪市の所管の施設がなかなかそのようなところが。だから、今回の中に入れ込むのは少し問題があるのかなと。

○ＷＧ長　そうしたら、今回はこれでいくと。

○事務局　それでいろいろ。この傾向として入れ込むことが是か非かという問題が出てくると思うので。

○ＷＧ長　そうしたら、すみません。確認なのですが、中旬ということなので、大阪府のこのあとのスケジュールを考えると、委員の皆さま方、オブザーバーの皆さま方に少し負荷をかけますが、１０日（平成２９年１月１０日）をめどにして。

○事務局　１０日。１０日だと、ほとんど実働日がないので。

○ＷＧ長　１３日。大阪府への意見提出の締切が、確かに。

○事務局　１０日にしておいていただいて、別に次の日にきたので一切関わらないなどということはたぶんできないと思うので、一応の目安として。

○ＷＧ長　目安くらいで。はい。その出た意見をまた集約して、だいたいこのくらいのページ数で、このような項目でというようなもので、また一度。これはもうメールとかそのあたりでご覧いただいて、コンプリートしていく。そのようにしましょうか。

　はい。そうしましたら、少し司会の不手際で、時間を相当超過してしまいましたが、与えられました議題はだいたい以上でございます。事務局にこれでお返しをしてよろしいでしょうか。

○一同　はい。

事務局　谷口ワーキンググループ長、ありがとうございました。次回につきましては、年度内に開催をしたいと考えております。日時および場所につきましては、委員の皆さまに日程調整の上、お知らせをいたします。

　以上をもちまして、「平成２８年度　第４回大阪府障がい者自立支援協議会地域支援推進部会基盤整備促進ワーキンググループ」を終了します。ありがとうございました。

（終了）